



ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 6 月 6 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（農業分野、特に灌漑や気候変動対策関連の各種評価調査の経験を高く評価する）
-----------	---

対象国及び類似地域	ウガンダ及びアフリカ地域
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

ウガンダ共和国(以下「ウガンダ」という)の農業セクターは同国GDPの24.7%、就業人口の62.3%を占めており、ウガンダの経済において重要なセクターとして位置付けられる。しかし、ウガンダで耕作可能な土地の大部分において換金性の低い農作物を取り扱う自給自足農業が行われており、灌漑、施肥、農薬散布といった改良農法の導入が少ない。また、ウガンダ農業のほとんどは天水依存のため、気候変動の影響を受けやすく、年間を通して生産性の向上に限界がある。耕作可能面積の非効率的な利用、機械化率の低さ、市場との繋がりの弱さにより潜在的なポテンシャルを十分に活かしきれていない現状にある。このような状況の下、ウガンダ政府は、利用可能な土地と水資源を適切に利用して、農業生産と生産性を高め、食糧安全保障、富と雇用の創出、輸出促進に効果的に貢献するための開発と実施を計画している。この政策を通して、ウガンダは、機械化と灌漑システムの導入を通じて、自給自足型農業から商業型農業に変革することを目指している。

これまでに開発された灌漑面積は約1.4万haであり、ウガンダの灌漑開発可能面積（約50万ha）の2.8%に過ぎない。このため、ウガンダ政府はNational Development Plan II及び農業戦略計画の中で、近代的な灌漑技術の導入を通じた中・大規模灌漑施設への投資を促進する方針を打ち出していた。近年、安定的な農業生産の促進を目的として、ウガンダ全土において灌漑施設の建設が進められており、新たに22の灌漑施設の建設が予定されている。しかしながら、施設建設後の維持管理については課題を抱えている。複数の関係者（政府、民間企業、市民）が関与する灌漑分野において、ウガンダの既存の制度及び法的枠組み

が灌漑分野の抱える問題に対して十分機能しておらず、誰がどのような役割を果たすのかという、関係者間における灌漑施設の維持管理における役割と責任が不明確であることが、灌漑能力開発に向けた国家的な取り組みに影響を及ぼしている。また、ウガンダでは農家組織である水利組合が末端灌漑施設の操作運営／維持管理を行うよう定められており、行政は水利組合運営に係る監督及び技術支援を行うことになっている。しかしながら、農家に対して灌漑施設の効率的な活用及び持続的な維持管理体制の構築を図る技術支援を実施するための行政の知見経験が不足している。

上記の現状を解決するため、我が国はウガンダ政府の要請に基づき開発計画調査型技術協力「ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画プロジェクト」（2014年～2016年）を実施した。その結果をもとに、単位面積当たりの農業生産性の比較優位性があるアタリ地区を対象に無償資金協力「アタリ流域地域灌漑施設整備計画」（2018年～2026年）を通じた灌漑施設整備を実施、「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト」（2021年～2026年。以下「現行プロジェクト」という。）により、水利組合の設立や水利組合員への能力強化を行い、灌漑施設が建設された際に円滑に農家主体で施設の維持管理ができる体制の基盤を形成している。

係る状況下、ウガンダ政府は、現地の状況に応じた水利組合を中心とする農家主体での灌漑施設維持管理を目指し、実践的な灌漑維持管理システムを構築するために「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」の実施を我が国に要請した。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）準備業務（2025年6月中旬～7月上旬）

- ① 要請書・現行プロジェクト等の関連報告書等の資料・情報の収集・分析

により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

- ② ウガンダ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 参考資料に示す気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策版<sup>1</sup>）を活用し、必要なデータを収集し、将来の気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）評価・適応オプション案を検討する。また、JICAで現在策定に向けて検討している「農業・農村開発協力における気候変動対策の基本的考え方（案）」及び「気候変動に対応した参加型灌漑管理推進に関する基本指針（案）」を参照し、本事業に適用するために必要なデータの収集・分析を行う（現地でのデータ収集等が必要なものは除く）。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

## （２）現地業務（2025年7月上旬～7月下旬）

- ① JICAウガンダ事務所等との打合せに参加する。
- ② ウガンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 現行プロジェクトの進捗と状況
  - ウ) 関連する開発計画、政策、制度
  - エ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

---

<sup>1</sup> 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e) 灌漑事業実施の現状

(f) 灌漑事業実施の課題

オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、アフリカ開発銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>2</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAウガンダ事務所等に報告する。
- ⑧ 7. (1)④にて検討された将来の気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）評価・適応オプションを踏まえつつ、プロジェクト対象地域の農業局や農家等の関係者から過去5年程度における気候変動の影響および実施してきた対応策について聞き取り、気候変動対策支援ツールによる机上検討の妥当性を検証する。加えて、「農業・農村開発協力における気候変動対策の基本的考え方（案）」及び「気候変動に対応した参加型灌漑管理推進に関する基本指針（案）」に沿った検討等において課題、問題点等があれば抽出・整理する。

(3) 整理業務（2025年7月下旬～8月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成

---

<sup>2</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

成し、その取りまとめに協力する。事前評価表案は、8月上旬までに一度ドラフトを提出すること。

- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （１） 業務完了報告書

2025年8月22日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2025年7月5日～7月26日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 農業技術 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 技術参与1 (外部)
- オ) 技術参与2 (外部)
- カ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA ウガンダ事務所及び現行プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」要請書、要請案件調査票

- ・「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト」モニタリングシート
  - ・気候変動に対応した参加型灌漑管理推進に関する基本指針(ガイドライン)(案)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト」事業事前評価表
- [https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_1900316\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900316_1_s.pdf)
- (3) その他
- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
- <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上